

JAL ONLINE利用申込用紙

三井住友カード株式会社 御中

当社は利用規約を承認のうえ、当社における法人カード使用者がJALONLINE利用者となることを承認し、JAL ONLINE利用に必要な企業IDおよび企業パスワードの取得を希望し、下記に指定した利用管理者に対する利用管理者IDの取得を希望します。当社は、三井住友カード(株)が保護措置を講じた上で、**日本航空(株)に対し、JALONLINEの提供を目的として、下記申込書を提出し、日本航空(株)がこれを利用する事に同意します。**なお当社は、貴社審査の結果により、企業ID、企業パスワード、及び承認者IDが取得できないことについて何ら異議はありません。

申込日	年	月	日	法人番号	001
会社名及び所在地					
フリガナ					
会社名(登記法人名)	代表者印				
フリガナ					
所在地	〒				
JAL ONLINE利用管理者					
フリガナ					所属
ご氏名					
ご氏名ローマ字					電話番号
メールアドレス					
セルフ社員登録用ID (社内で共通利用可能)					
ユーザID 〔半角大文字英数字12文字以内〕				パスワード 〔半角大文字英数字12文字以内〕	
・セルフ社員登録IDとご案内するURLで、JALオンラインへの社員登録を本人が自分で行うことができます。					
eビジネス6 ご利用					
○をつけてください。		・希望する		・希望しない	

* JALオンライン専用運賃「eビジネス6*」をご利用希望の場合は、未使用残券請求先情報(コーポレートカード番号)をあわせてご登録いただく必要があります。JALオンラインお申込手続完了後に別途登録方法をご案内いたします。

* eビジネス6について

利用条件	購入時無記名式6回航空券。JALオンラインを通じて予約・発券を行う場合のみ利用が可能です。 (JALオンラインは法人向け出張サポートシステムです。)
予約	ご予約はご搭乗日まで可能です。
変更	便・日付変更、航空券出力後の逆区間への変更可能です。JALグループ以外の航空会社へ変更はできません。
有効期限	航空券の有効期限は発行日の翌日から起算して90日間となります。
クラスJのご利用	「eビジネス6」ご利用のお客様も事前にクラスJのご予約が可能です。ご利用の際は別途クラスJ料金が必要です。
請求	ご利用券片毎の請求となります。但し、1枚目利用時に設定される有効期限内に同一区間で6枚ご利用に満たなかった未使用分は路線毎に総計金額を算出し、予めご指定いただいた請求先宛に使用開始月翌月から6ヶ月後に通常の利用分請求と同一の請求書にて「期限切残券」として申し受けます。 【請求計算について】 路線ごとに「期限切差額」、「期限切運賃」のどちらか安い金額をご請求いたします。 「期限切差額」:ご搭乗済み「eビジネス6運賃」と同じ日の「大人普通運賃」との差額を搭乗日毎に算出し、その金額の合計。 「期限切運賃」:6枚に満たなかった「eビジネス6航空券」の有効期間内で、最も安い「eビジネス6運賃」に未使用航空券の枚数を乗じた金額

・他の割引運賃との重複利用はできません。 ・小児運賃の設定はありません。
・路線別に「eビジネス6」を空席照会に表示する・しないを選択することができます。

JAL使用欄		
企業ID	管轄支店・セールス担当	

申込書送付先 〒105-8011 東京都港区海岸1丁目2番20号 三井住友カード株式会社 営業事務部 宛

ご記入された情報は、JAL ONLINEの審査および発行後の管理、並びに付帯サービス提供のた為に利用されます。

ご利用規約

「三井住友カードJALONLINEサービス」の利用お申込みをする前に、必ず本規約をご覧ください。
お申込頂いた時点で規約にご了承いただいたものと見なします。

第一条(三井住友カードJALONLINEサービス)

本規約において「三井住友カード会社JALONLINEサービス」とは三井住友カード株式会社と日本航空株式会社(以下JALという)の契約を前提に、JALが三井住友カード株式会社法人カード会員(以下「利用者」という)向けにインターネットWEB上より提供する予約手配・発券・搭乗・精算指示を行うための包括的な利用形態、システムの総称とする。利用形態は各号の通り。

1. 予約に際しては、利用者が保有するコンピューター端末機から、予め通知されたID・パスワード(以下「ID等」という)を用いて、「三井住友カードJALONLINEサービス」にログインし、JAL国内線の座席予約及び発券を行う。
2. 「三井住友カードJALONLINEサービス」において発券の際には三井住友カード株式会社法人カード(以下「法人カード」という)を利用するものとする。
3. 搭乗にあたっては、利用者は空港に於いて予め登録されたJAL顧客管理番号(お得意様番号)を証するJALマイレージバンクカードまたは発券で使用した法人カードをJALの自動チェックイン機に挿入する、またはICチェックインを行うことにより、搭乗券を受領する。
4. 精算については、JALが利用者の搭乗券を集札後、運賃料金の精算を行う。但し、一部JALが定める割引運賃を利用した場合は発券指示段階で精算を行う。
5. 利用者が別に有効なJAL航空券を所持している場合にはこれを利用することも可能とする。但しこの場合は本規約十条の精算行為の規定に含まれない。
6. 利用可能な運賃種別についてはJALが別途定めるものとする。

第二条(利用者の登録)

「三井住友カードJALONLINEサービス」の利用に先立ち、利用者は、JALオンラインサーバーの専用URLで利用登録を行うものとする。

第三条(利用者の条件)

「三井住友カードJALONLINEサービス」の利用者は予めJALマイレージバンクに加入し、お得意様番号を得るものとする。JALマイレージバンクの加入に当たっては各々JALマイレージバンク利用契約、会員規約等に基づくものとする。

第四条(接続方式)

利用者のコンピューター端末機からJALのホストコンピューターへの接続については、ダイヤル接続もしくはインターネット接続とし、必要な通信手段の手配、通信に係る費用は利用者の負担とする。

第五条(操作元認証)

JALのホストコンピューターへの接続を行うにあたってはID等を用いたログインによって操作元認証を行う。

第六条(予約の作成・変更・取消・払戻)

1. 「三井住友カードJALONLINEサービス」での搭乗を希望する場合、予約手配は「三井住友カードJALONLINEサービス」を使用して行うものとする。
2. 予約変更については、「三井住友カードJALONLINEサービス」を使用して行うものとする。同一区間・方向の記録につき、搭乗便および搭乗日の変更についてはJALの予約センターにおいても取扱うものとする。
3. 予約の全部又は一部区間の変更、追加、取消については「三井住友カードJALONLINEサービス」を使用して行うものとする。
4. 払戻しが必要な航空券についてはJALの航空券取扱規約、運用に準ずる。また払戻しの精算は法人カードにて行う。
5. 予約取消待ちを行った予約記録の座席手配が出来た場合はJALより利用者へ連絡を行う。

第七条(予約の未利用)

1. 未利用の予約記録については、JALの航空券取扱規約、運用に準ずる。
2. 取消、払戻にあたり取消手数料、払戻手数料が発生する場合、利用者は規定の手数料を支払う。

第八条(搭乗券の引き渡し)

JALは「三井住友カードJALONLINEサービス」にて有効に予約・発券された旅程の第一区間搭乗日当日に、JALの空港営業所において、予約・発券時に指定したJALマイレージバンクカードまたは法人カードの提示を条件に搭乗券発行を行う。JALマイレージバンクまたは法人カードの提示が無い場合、ならびに「三井住友カードJALONLINEサービス」で予約・発券されていない予約記録に対してJALマイレージバンクカードまたは法人カードの提示のみがなされた場合には搭乗券の発行は行わない。

第九条(運送約款)

1. 利用者のJALグループ国内線搭乗にあたってはJALグループの国内旅客運送約款に従う。

第十条(精算)

1. 利用者により使用された航空券類の運新料金は、三井住友カード株式会社所定の期日に支払精算を行うものとする。
2. 一部JALが定める割引運賃を除き搭乗日をカード利用日とする。一部JALが定める割引運賃は発券した日をカード利用日とする。取消手数料、払戻手数料(回数券残券を含む)については、当該手数料等が発生した日をカード利用日とする。

第十一条(債権管理)

1. 利用者に対してJALが有する航空券類利用代金請求権は、JALと三井住友カード株式会社間の契約により三井住友カード株式会社に帰属することとし、利用者はこれに同意する。
2. JAL及び三井住友カード株式会社は、利用者に対する与信審査結果により、直ちに本利用を解除する場合がある。

第十二条(利用停止)

JALならびに三井住友カード株式会社は、利用者の利用に際して本規約第二十二条の各号に準じる問題が発生したと判断した場合には、「三井住友カードJALONLINEサービス」の機能を停止し、以下に定める方法で「三井住友カードJALONLINEサービス」での搭乗を拒否することが出来る。

1. JALのホストコンピューターへの接続停止
2. 手配済みの未搭乗予約記録の自動取消
3. 空港での搭乗券発行停止

第十三条(利用上限)

JALおよび三井住友カード株式会社は、その判断により利用者が「三井住友カードJALONLINEサービス」を利用して作成出来る予約数並びに利用金額に上限を設定出来るものとする。

第十四条(ソフトウェア、データベースの所有権・著作権)

1. 「三井住友カードJALONLINEサービス」利用にあたりJALが利用者に対して提供するソフトウェアの所有権、著作権及び一切の権利はJALに帰属し、利用者はこれを抹消または複製・改変・開示またはその他の機器で使用してはならない。
2. JALが所有するデータベースの著作権、所有権及びその他一切の権利はJALに属する。

第十五条(運用停止)

JALは、以下の場合において「三井住友カードJALONLINEサービス」の運用を停止することが出来る。

1. JALが保守、整備、改修、機器交換のためシステムの全部または一部を停止する場合。
2. 天変地異、騒乱、戦争、ストライキ等、JALの管理不可能な理由によりシステムの全部または一部を停止する場合。

第十六条(ソフトウェア障害責任)

JALは、提供ソフトウェアの不作為、誤操作等により利用者の被った損害について一切その責を負わない。但し、JALの故意または重過失により生じた損害についてはこの限りではない。

第十七条(端末障害責任)

JALは、利用者のコンピューター端末に障害が発生した場合、JAL提供のシステムに起因する障害であることが明白に特定できない限り一切の責を負わない。

第十八条(不正使用の禁止)

利用者は、正当な操作方法以外の方法で「三井住友カードJALONLINEサービス」を使用してはならない。不正使用に起因する事故はJALに対して重大な影響を及ぼした場合は、利用者がその責を負い、JALは利用者に対して相応の賠償を請求できるものとする。

第十九条(第三者への販売行為の禁止)

1. 利用者は、本人以外への航空券類の販売やこれに類似する行為を行ってはならない。
2. 利用者は、JALの代理業務やこれに類する行為を行ってはならない。

第二十条(有効期間)

本規約の有効期間は、本契約申込日から起算して1年間とする。但しJALおよび三井住友カード会社のいずれかにより、30日前の通知により「三井住友カードJALONLINEサービス」を終了することができる。別段の意思表示がないときは、次の1年間これを有効とし、以降この例に倣う。

第二十一条(機能追加)

「三井住友カードJALONLINEサービス」の機能追加がなされた場合、利用者は特にJALおよび三井住友カード株式会社より定めがある場合を除き、本規約の改訂や契約の再締結を行うことなくこれを利用することが出来る。

第二十二条(利用終了・抹消)

JALならびに三井住友カード株式会社は、利用者において各号のいずれかに該当する場合もしくは該当するおそれのある場合、利用者に対する通知を要せずに直ちに本利用登録を抹消することが出来る。

1. 「三井住友カードJALONLINEサービス」のシステムの不適当な操作、運用が行われた場合。
2. 本規約に定める各条項に違反した場合。
3. 三井住友カード株式会社に対する航空券類の代金を一回でも滞納した場合。
4. 三井住友カード株式会社法人カードを退会した場合。

第二十三条(協議事項)

1. 本規約に定めのない事項または本規約に関して疑義が生じた場合は、その都度利用者、JAL並びに三井住友カード株式会社間で協議し誠意を以ってその解決にあたるものとする。